

第4次

出雲市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画 (案)

令和4年(2022) 月

出 雲 市

【目 次】

1. 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. DV対策の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 国における取組・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 島根県における取組と現状・・・・・・・・	5
3. 出雲市におけるDVの現状と第3次計画の総括	7
(1) 出雲市におけるDVの現状・・・・・・・・	7
(2) 市民のDVに関する意識・・・・・・・・	8
(3) 第3次計画の総括・・・・・・・・	11
4. 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1) 計画の基本的な考え方・・・・・・・・	15
(2) 基本目標・・・・・・・・	15
(3) 施策の方向・・・・・・・・	15
(4) 施策の体系・・・・・・・・	16
5. DV対策に係る施策の展開・・・・・・・・	17
基本目標Ⅰ DV防止に向けた予防・啓発	17
基本目標Ⅱ DV被害者に配慮した相談の実施	19
基本目標Ⅲ DV被害者の自立支援	21
基本目標Ⅳ 推進体制の整備	23
DV対策基本計画の推進体制図	25

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

配偶者等¹からの暴力²（以下「DV」*という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず養護する子どもにも心理的外傷を与える等深刻な影響を及ぼします。DVは、外部からの発見が困難な家庭の中で行われることが多いため、特徴として潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあります。

DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など社会的・構造的な問題があります。こうした状況にあるなかで、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し男女平等実現の妨げとなっています。また、一方で、今後は性的少数者³のDV被害も懸念されるところです。

本市では、このような状況をなくすために、平成18年3月に出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画を策定し、各種講座・研修等男女共同参画に関する啓発事業に力を入れてきました。その一方で、DV対策の取組を強化するため、平成21年3月に「出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」を策定しました。その後改定を重ね、平成29年3月には「第3次出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、DV防止の啓発と被害者の相談支援等に取り組んできました。

しかし、依然として配偶者等からの暴力による被害は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。さらに近年、複合的な問題を抱えていることにより一人では解決できず、寄り添った支援が必要なDV被害者が増えているなど、新たな課題が浮き彫りになってきています。このたび、第3次計画が令和3年度で終了することから、引き続き配偶者等からの暴力防止と被害者の自立支援等に総合的に取り組むため「第4次出雲市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定します。

* DVとは？…配偶者やパートナー等密接な関係にある、または、あった異性からの暴力。本計画では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」を「DV」と定義します。

¹ 配偶者等…婚姻の届出をしていない「事実婚」や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手を含みます。男性、女性の別を問いません。

² 暴力…身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。殴る、蹴るといった身体的暴力のほか、精神的、性的、経済的、社会的暴力等さまざまな形態があります。

³ 性的少数者…性的少数者の総称として、同性愛の Lesbian(レズビアン)と Gay(ゲイ)、両性愛の Bisexual(バイセクシュアル)、心と体の性が一致しない Transgender(トランスジェンダー)、姓自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない Questioning(クエスチョニング)または Queer(クィア)の頭文字をつなげ、他にも様々なセクシュアリティ（人間の性のあり方）があることを示す“+”(プラス)を組み合わせた「LGBT」や「LGBTQ+」が、用いられることもあります。

(2) 計画の位置付け

この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づき、出雲市男女共同参画のまちづくり条例及び出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画、その他関連する計画との整合性や、県及び関係機関との連携を図り、市のDV対策の基本的方向と施策を示すものです。

また、「出雲市総合振興計画」との整合を図ります。

(3) 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、計画期間内であっても、DV防止法や基本方針の見直し等があった場合、必要に応じて見直すこととします。

2 DV対策の現状

(1) 国における取組

国においては、平成13年4月にDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的としたDV防止法が制定されました。これにより、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられ、保護命令⁴制度、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等が開始されました。

平成16年には、DV定義の拡大、保護命令制度の拡充、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定及び都道府県におけるDVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定等が盛り込まれ、同年12月2日に施行されました。

平成19年7月には、市町村における基本計画の策定努力及び配偶者暴力相談支援センターの設置努力、保護命令制度の拡充等が盛り込まれ、平成20年1月11日に施行されました。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用され、平成26年1月3日に施行されました。

令和元年6月には、児童虐待防止対策及びDV被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。

この法改正と「女性活躍加速のための重点方針⁵2019」を踏まえて、DV防止法第2条の2第4項の規定に基づいた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われ、令和2年4月1日に施行されました。

一方、令和2年12月に策定された国の第5次男女共同参画基本計画では、女性に対するあらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であり、国としての責務であるとしています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、DVや性暴力の増加・深刻化が懸念されていることから、①「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日決定）」に基づき、令和2年度から令和4年度を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として取組を推進すること、②DVや性暴力の被害者の相談支援体制強化、③生命（いのち）を大切に、性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないことを教える教育「生命（いのち）の安全教育⁶」の充実を図ることとされています。

⁴ **保護命令**…地方裁判所が被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受ける恐れが大きい時、加害者に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があり、加害者が保護命令に違反すると刑事罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に処せられます。

⁵ **女性活躍加速のための重点方針**…女性の活躍を加速するために、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が毎年6月を目途に決定し、各府省の概算要求に反映を図っています。

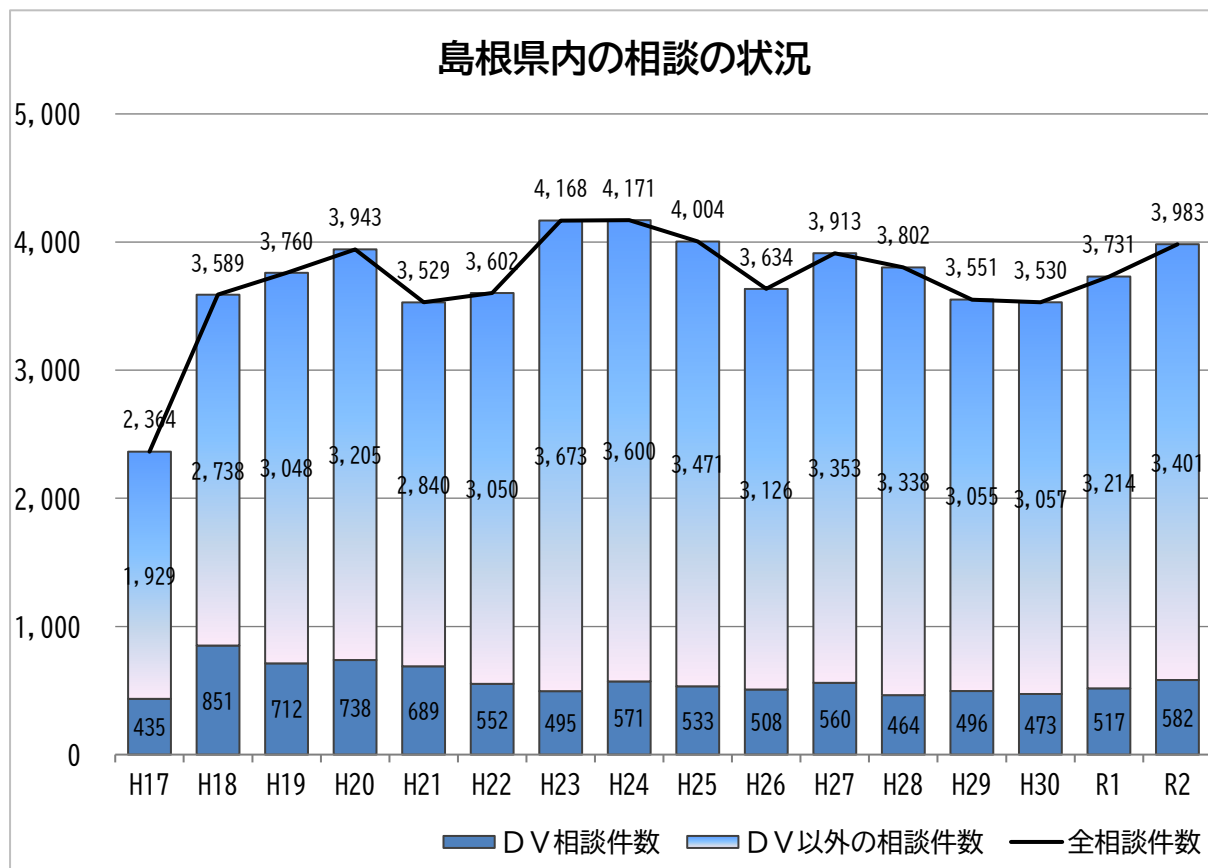
⁶ **生命（いのち）の安全教育**…令和2年6月11日に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の中で、「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として推進することとされました。

(2) 島根県における取組と現状

県では、平成17年7月に「島根県DV対策基本計画」を策定し、平成20年3月には国の法改正を踏まえ、「島根県DV対策基本計画（改定版）」を策定しました。その後改定を重ね、現在では、令和3年3月に策定された「島根県DV対策基本計画（第4次改定版）」に基づき、DV対策に関する各種取組がなされています。

DV相談については、松江市・大田市の2箇所に設置された県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター⁷）と、各児童相談所（中央児童相談所を除く）の女性相談窓口において対応するほか、警察本部の警察相談センターや各警察署で行われています。

県女性相談センター及び各女性相談窓口が令和2年度に受けた相談件数は3,983件であり、そのうちDV相談は582件でした。これまでのDV相談件数では平成18年度の851件を最高に、平成19年度以降はやや減少傾向にあるものの毎年500件前後で推移しています。



* 県女性相談センター及び児童相談所等、県の女性相談窓口での受付件数（島根県女性相談センター調査）

⁷ 配偶者暴力相談支援センター…DV防止法第3条に基づき、都道府県の婦人相談所その他の適切な施設において、①相談又は相談機関の紹介 ②カウンセリング ③被害者・同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ④被害者の自立支援・保護命令・居住させ保護する施設の利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助が行われています。

また、平成27年3月には、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして、県女性相談センター内に性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」が設置されました。

被害者の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、県女性相談センターが被害者及び同伴する家族の一時保護を行い、傷ついた心身や健康状態等を回復させるためのケア等必要な支援が行われています。県の一時保護所での保護のほか、民間シェルターや社会福祉施設への一時保護委託等により対応されています。こうしたDVによる一時保護件数は、令和2年度は17件ありました。

さらに、一時保護したDV被害者等が経済的に自立し安定した生活が営めるよう支援するため、「DV被害者等自立支援金貸付制度⁸」を活用し、関係機関と連携しながら、就業の促進、住宅の確保等の支援を行うとともに、継続して保護や支援が必要な被害者に対しては、母子生活支援施設等への入所も促しています。

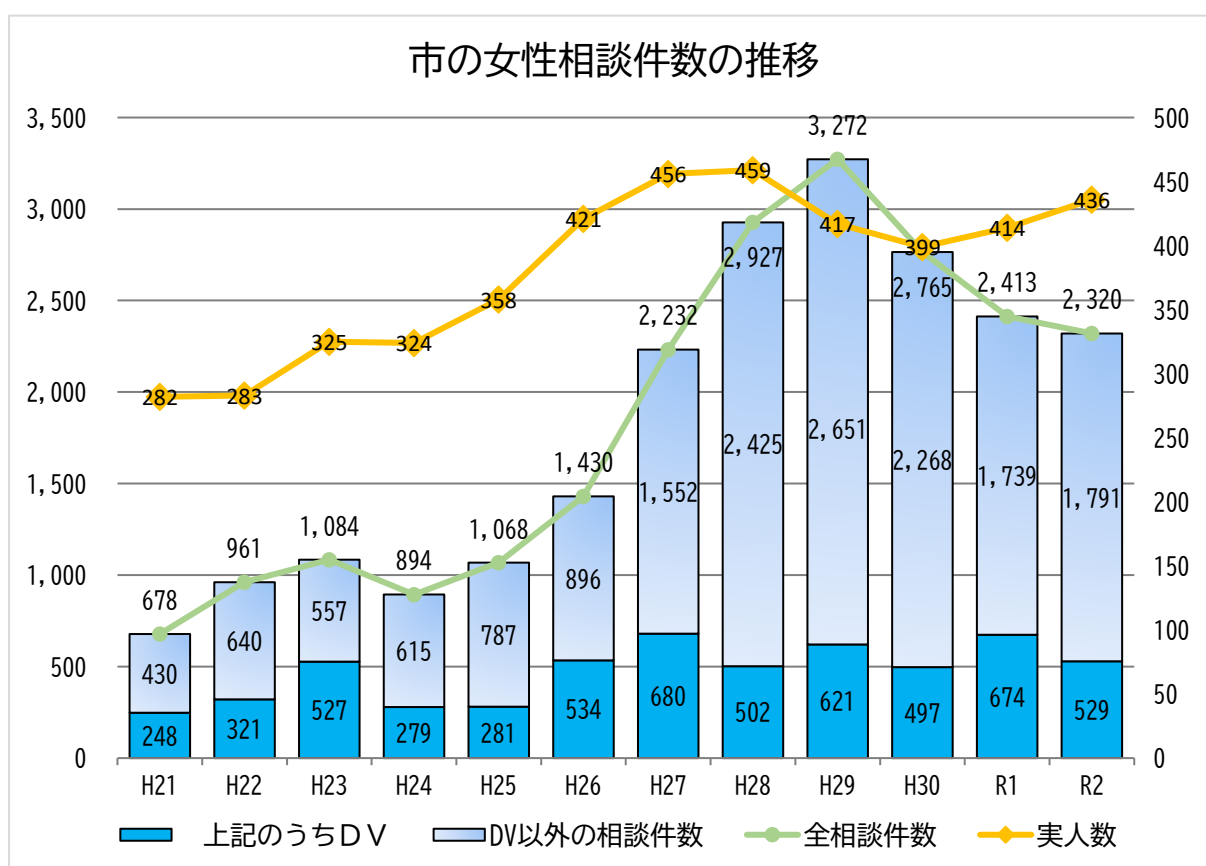
⁸ DV被害者等自立支援金貸付制度…平成20年度に創設。生活資金・住宅借上資金として上限30万円貸し付ける制度で無利子、無担保、保証人不要となっています。

3 出雲市におけるDVの現状と第3次計画の総括

(1) 出雲市におけるDVの現状

全国の配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談件数は、もともと増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大で外出自粛を迫られた影響などで急拡大し、令和2年度には約19万件（令和元年度：約12万件）となりました。また、県女性相談センター及び各児童相談所の女性相談窓口で受けたDV相談件数は、年間500件前後で推移していますが、やや増加傾向にあります。

一方で、本市の相談窓口で受けた相談件数は、平成29年度の3,272件を最高に減少傾向にあります。しかしながら、相談実人数は年間420人前後で、また、DV相談件数も580件前後で推移しており、決して相談件数が減っているとは言い切れない現状があります。



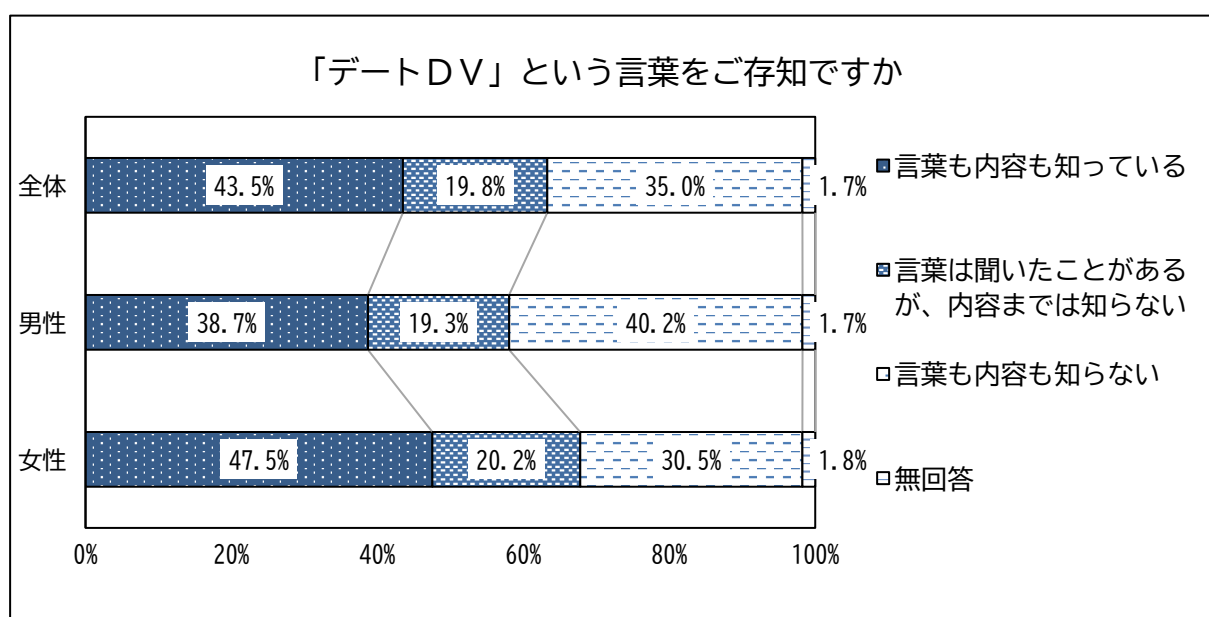
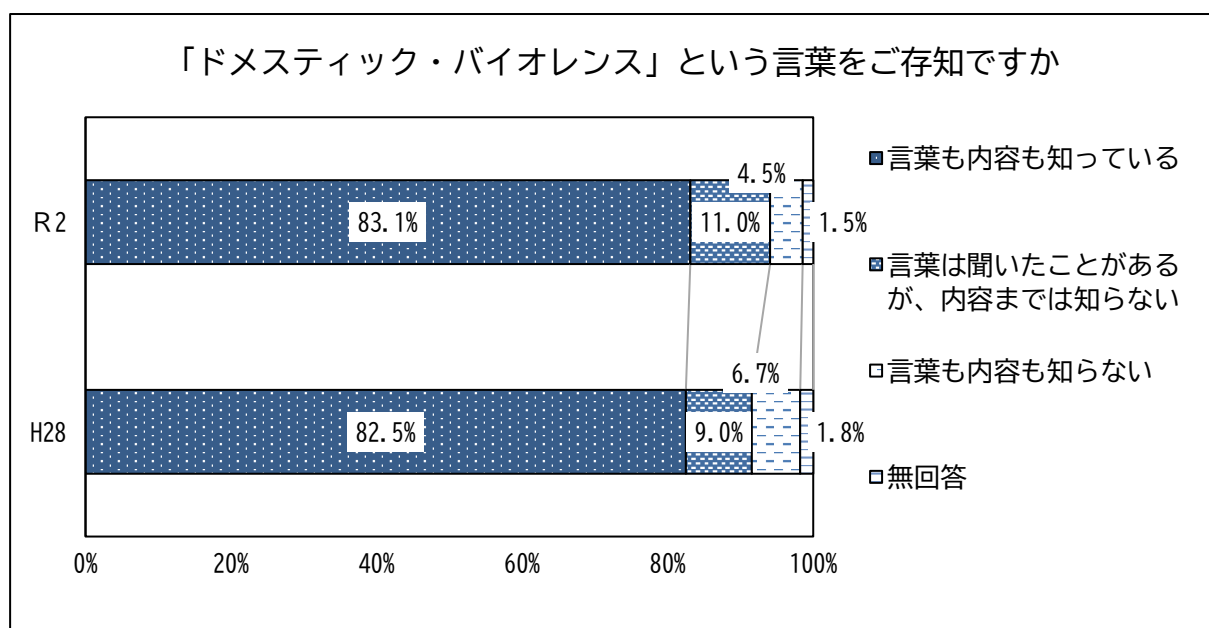
(平成21～30年度までの数値は、市の「女性相談センター」と「DVワンストップ窓口」における相談件数を合計した数値です。)

(2) 市民のDVに関する意識

本市では、市民の男女共同参画に関する意識や考えを把握し、今後の男女共同参画のまちづくりをより総合的・効果的に推進するための基礎資料とするため、令和2年10月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。(無作為抽出2,000人発送 回答1,030人 回答率51.5%)

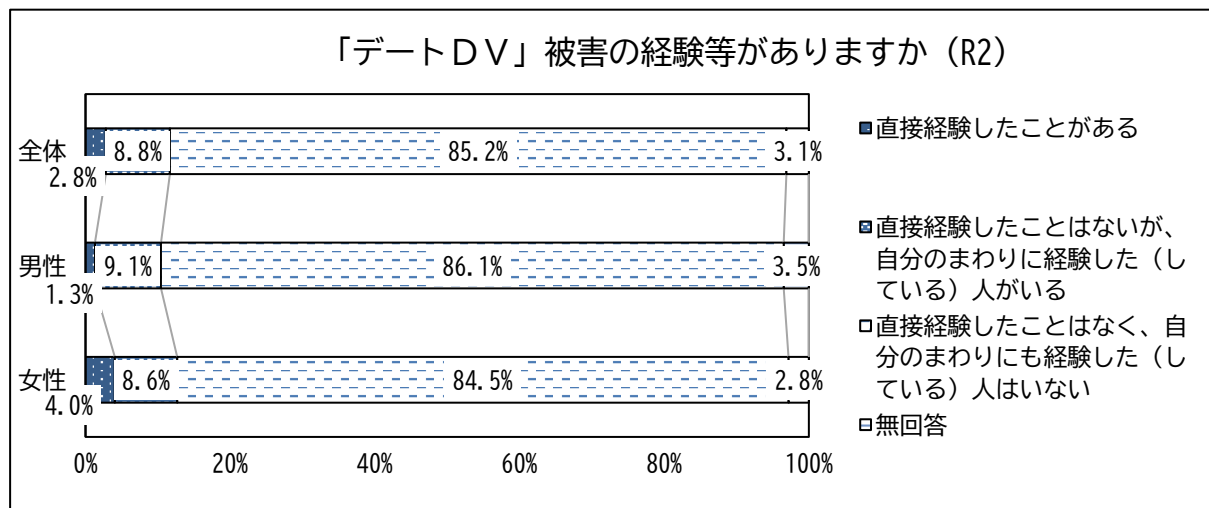
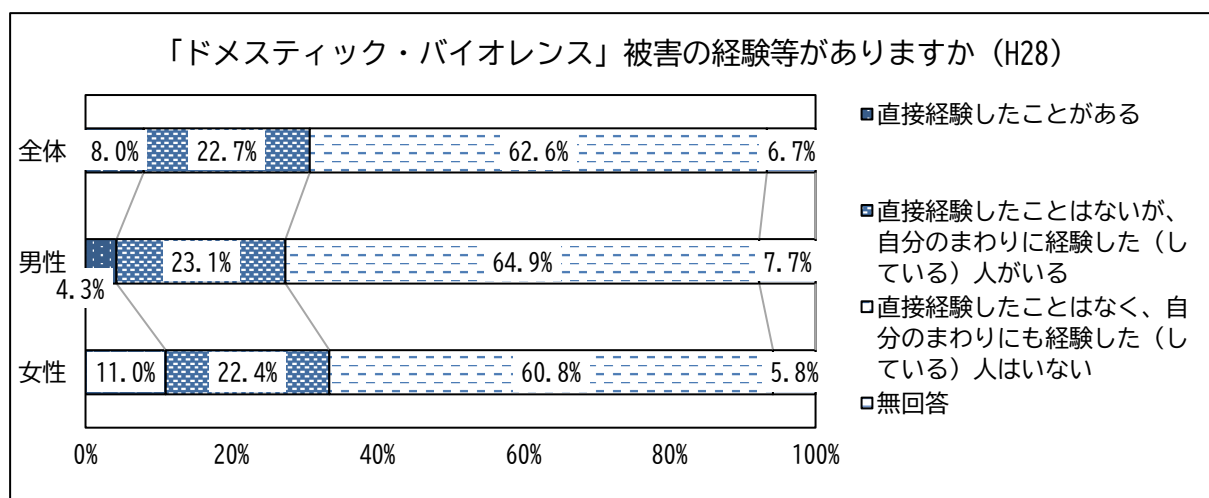
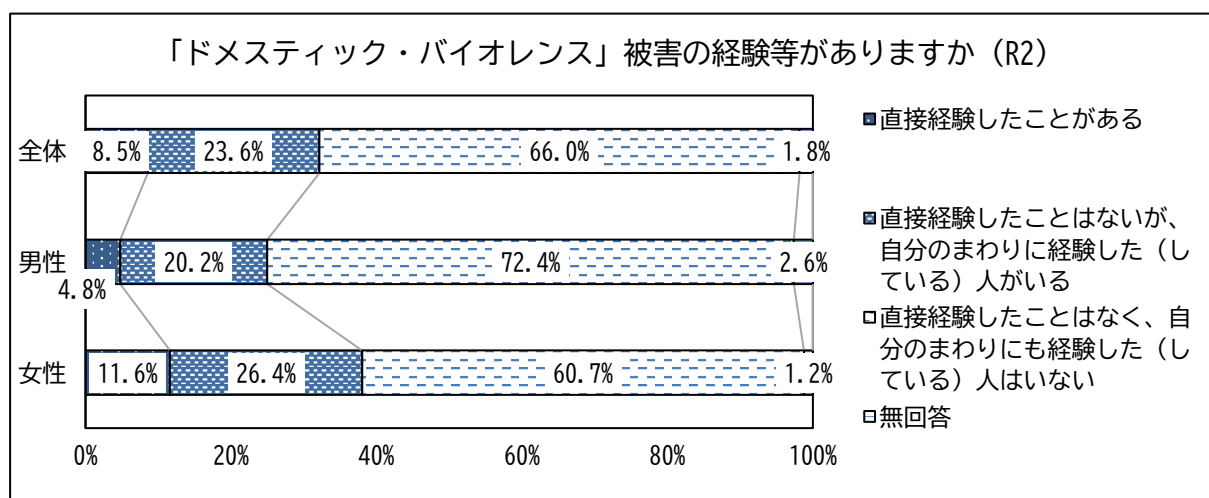
DVという言葉について、83.1%の人が言葉も内容も知っていますが、言葉だけ聞いたことがある人(11.0%)と言葉も内容も知らない人(4.5%)が16.5%あり、前回平成28年の調査の15.7%と大きな変化はなく、認知度の向上は図られていませんでした。

今回新たにデートDVについても同様の質問を行ったところ、43.5%の人が言葉も内容も知っていますが、言葉だけ聞いたことがある人(19.8%)と言葉も内容も知らない人(35.0%)が54.8%あり、半数以上に認知されていませんでした。



また、DVの被害経験について、男性の4.8%、女性の11.6%が、「直接経験したことがある」と回答しています。前回調査では、男性は4.3%、女性は11.0%で、4年前と大きく変わりはありませんでしたが、デートDVについて、男性の1.3%、女性の4.0%が、「直接経験したことがある」と回答していることから、交際段階ですでに被害に遭っている実態が明らかになりました。

このことから、DVに合わせデートDVについても、言葉も内容もさらに周知が進むよう引き続き啓発を行い、また、相談先についても周知を行っていく必要があります。

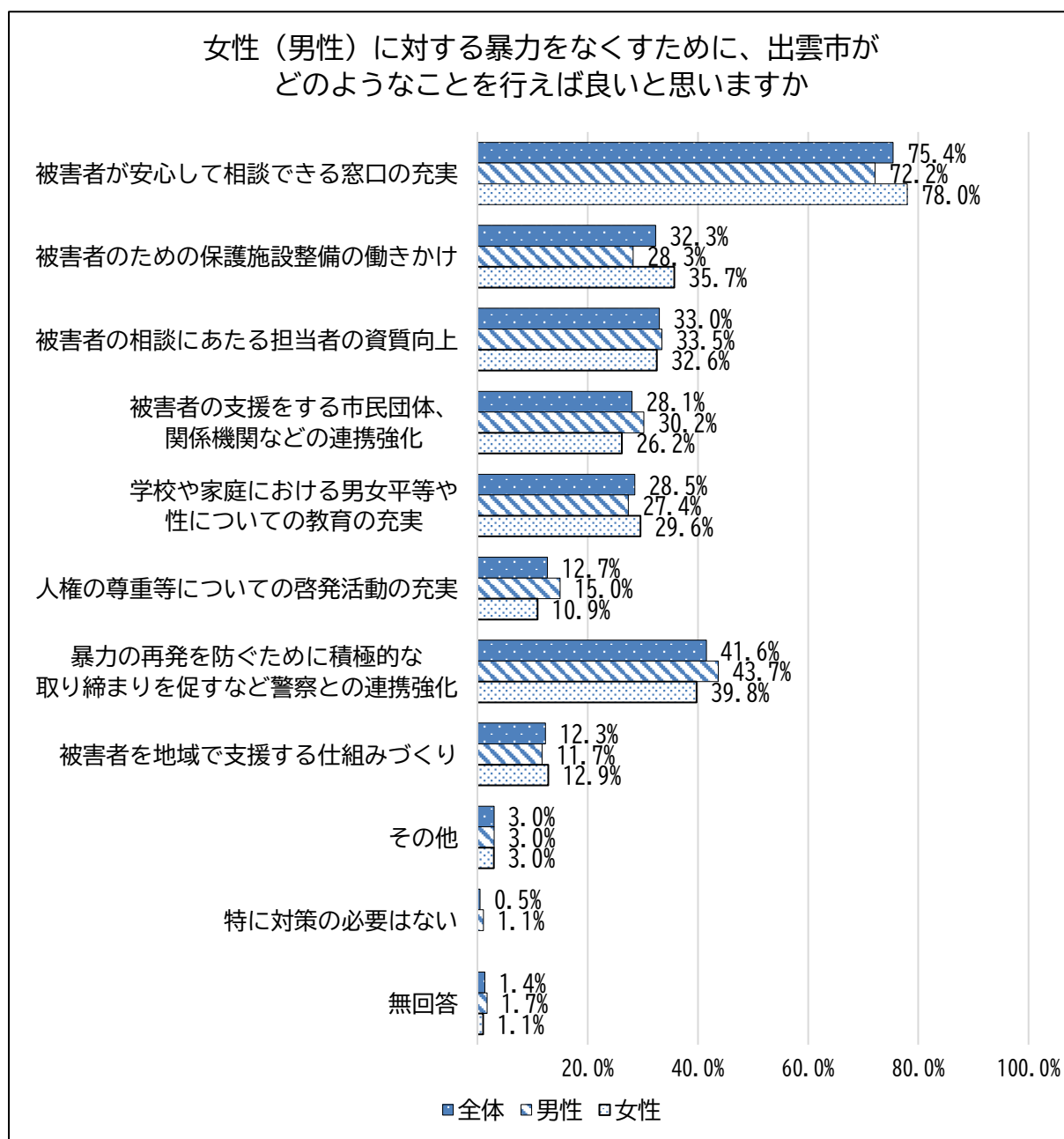


「女性（男性）に対する暴力などをなくすために、市がどのようなことを行えば良いと思いますか」の設問には、相談窓口の充実（75.4%）、暴力の再発を防ぐための警察との連携強化（41.6%）、相談担当者の資質向上（33.0%）という回答が多くあり、引き続き相談体制の充実や警察など関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

相談体制については、近年の若年層における交際相手からの暴力（デートDV）が増加している状況に鑑み、今後相談窓口体制のあり方について検討していきます。

また、相談担当者の資質向上については、専門研修の実施や、臨床心理士等からのアドバイスを受けるなど、積極的な研鑽に努めます。

さらに、警察など関係機関との連携強化により、多方面から被害者支援を行い、被害者の自立を支援します。



(3) 第3次計画の総括

第4次計画の策定にあたり、平成29年に策定された第3次計画について、基本目標ごとの取り組みと成果について検証します。

○総括

基本目標Ⅰ DV防止に向けた予防・啓発

目標項目	計画策定時の 現状値	計画の 数値目標	令和2年度の 数値	達成率
DV防止研修会 参加人数(年間)	374 人	400 人	356 人	89.0% (年平均105.6%)
中学・高校デートDV 防止出前講座実施 回数(年間)	10 回	12 回	11 回	91.7% (年平均87.5%)

(目標値は、「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」で掲げたものです。)

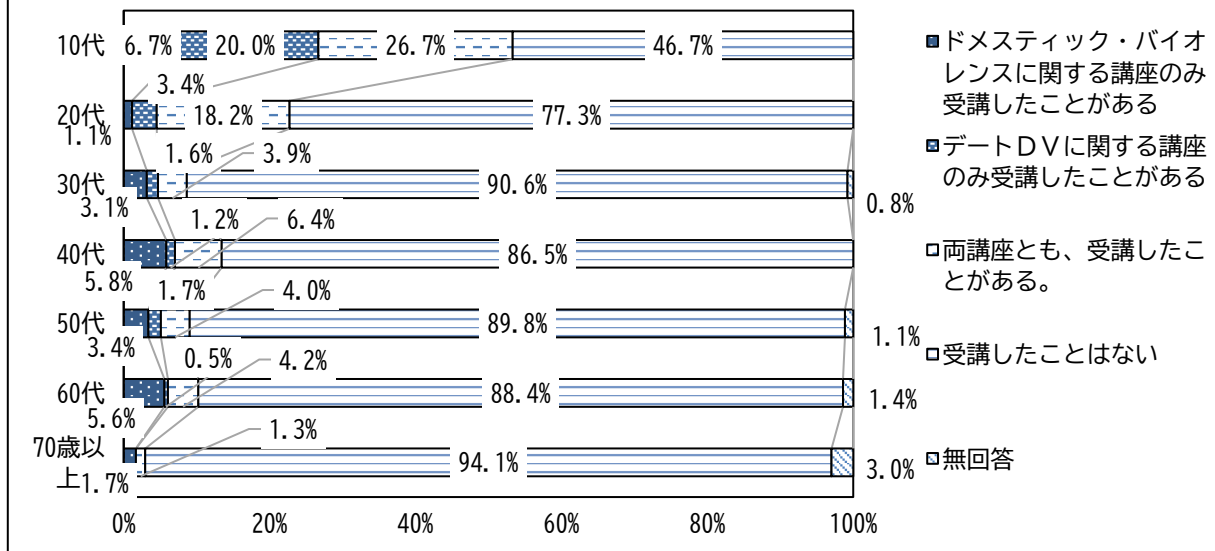
○取り組みと成果

- ・ 広く市民に相談窓口の周知を図るため、啓発用リーフレットや相談窓口カードを作成し、関係機関窓口やショッピングセンター等への配置を行いました。また、市ホームページや広報いずも等の広報媒体や研修会等で広報啓発活動の拡大に努めました。
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動期間には、毎年、本庁舎では「ストップDV」の懸垂幕の設置を、ショッピングセンターではDV防止啓発パネルの展示を行うことで、啓発活動を行ってきました。また、令和2年度からは、国のパープル・ライトアップ運動に合わせ、出雲日御碕灯台でライトアップを行いました。
- ・ 若い世代のDVに対する正しい知識等の習得に向け、中学校、高等学校、専門学校等で「デートDV防止出前講座」を行いました。また、令和2年度は、コロナ禍により開催ができなかった学校があったことから、中学校3年生を対象にしたデートDV防止チラシを作成し、配布しました。
- ・ 若年層へのDV防止に向けた啓発を中心に積極的に啓発活動を行ってきた成果が、10代の53.4%、20代の22.7%がDV等の講習会を受講しているという結果につながりました。また、他機関から市女性相談窓口を紹介されて相談に来られる相談者も多いため、市女性相談窓口が周知されていると考えます。

○課題

- ・ DVが依然として減少しない状況が続いています。
- ・ デートDV防止出前講座については、カリキュラムの中に組み込むことで毎年受講する学校が増えている反面、一度も受講歴のない学校もあります。「生命(いのち)の安全教育」と合わせ、より一層強化と充実を図る必要があります。

DVまたはデートDVについて講習会等の受講の有無



基本目標Ⅱ DV被害者に配慮した相談の実施

○取り組みと成果

- ・ 庁内各関係課との連携強化を図るため、平成31年4月より市の「女性相談センター」と「DVワンストップ窓口」を統合。本庁舎内に「女性相談窓口」を設置し、女性支援相談員3名体制で電話相談・面接相談を行いました。関係窓口への同行支援や各課との連携が密になり、相談者の心身の負担に配慮しながら、寄り添った支援ができました。
- ・ 聴覚障がい者や外国人住民からの相談に対応するため、関係課から通訳者の派遣を受け、また、事前に打ち合わせ等を行うことで、スムーズに相談を行えるよう努めました。
- ・ 臨床心理士による心の相談を行うことで、より良い支援につながるとともに、相談者の心の安定を図りました。また、臨床心理士によるスーパーバイズを取り入れることによって、より良い支援と女性支援相談員の代理受傷防止を図ることができました。

○課題

- ・ 県関係機関とのより一層の連携強化が必要です。また、相談内容が複雑化していることから、市の福祉総合相談¹⁰との連携についても検討する必要があります。
- ・ 聴覚障がい者や外国人住民の母子支援を行う通訳者は、通常業務の中で代理受傷等に対するセルフケアの研修等受ける機会がありますが、相談業務ではない外国人通訳者は研修等

⁹ 代理受傷…犯罪や災害、事故、戦争などの悲惨な体験を負った人の話を聞いたり、現場を目撃することで、自らは体験していなくても、被害者と同様な外傷性ストレス反応を示す現象のことを言います。「二次受傷」、「共感性疲労」、「外傷性逆転移」等と言われることもあります。

¹⁰ 福祉総合相談…複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯等について、関係機関が連携して課題の解決を目指すために、相談支援コーディネーターを配置し、必要な関係部署間の調整を行います。

受ける機会がなく、代理受傷等の負担が見られました。相談業務に対応できる通訳者の確保を検討する必要があります。

- ・ 相談者が抱える問題が複雑化しており、相談対応に多くの知識や経験を要することから、女性支援相談員のより一層のスキルアップを図る必要があります。また、相談対応の質の安定化を維持するために欠かせない女性支援相談員の育成には、一定の年月を要することから、統括する担当職員も含め、体制のあり方について検討する必要があります。
- ・ 男性のDV被害者の相談体制を構築する必要があります。しかしながら、女性被害者の割合が圧倒的に多いこと、また、パートナーの関係にある男性と女性双方から「DV被害者である」と相談されることも多く、同じ相談窓口で両方の対応をすることは非常に困難な面があります。男性のDV被害相談は県が行っていることから、県の相談窓口を紹介しています。

基本目標Ⅲ DV被害者の自立支援

○取り組みと成果

- ・ DV被害者が新しい生活をするにあたり、その実現に向けては多くの困難な問題があり、被害者個人では解決できない場合が多く、被害者と継続的な相談を行うことで、被害者の考えや気持ちを整理するとともに、問題解決策について情報提供等を行い、手続きに同行する等、寄り添った支援を行いました。
- ・ ワンストップ機能¹¹を活かし、関係各課や県等関係機関と連携することで、相談者と共に自立に向けた支援策を考えることができました。
- ・ 住宅確保対策として、市営住宅優先入居制度を活用したほか、関係課と連携し、緊急時の対応も行いました。
- ・ 女性弁護士による無料法律相談を行い、多くの相談者に利用され、支援の一助となりました。また、法律相談が必要な相談者が非常に多いことから、隔月で行っていた法律相談を令和2年度から毎月開催することにより、多くの相談者に利用していただくことができました。

○課題

- ・ 障がい等のある相談者が増え、同行して手続き内容の要約等が必要な相談者が増えており、より丁寧な対応と切れ目のない支援が求められています。また、相談内容の複雑化により、相談が長期にわたるケースが増えてきており、女性支援相談員等への負担が増しています。
- ・ 支援が困難なケースや切れ目のない支援が必要なケースが増加していることから、女性支援相談員等のさらなるスキルアップと関係機関とのより一層の連携強化が必要です。
- ・ マイナンバーカードの活用等、電子化により利便性の向上を図る制度改正が進みますが、

¹¹ ワンストップ機能…担当課等が連携し、一か所で必要な申請手続き等を行うことができるサービス。DV被害者等が、二次被害（窓口職員等からの被害者に対する不適切な対応や、繰り返し被害体験を話さなければならないことで、被害者がさらに傷つくこと）に遭うことを防ぐことができます。

それに対応したDV被害者の個人情報の管理については、適切な対応が求められます。今後も制度や電子化の仕組みについて、常に最新の情報を取り入れ、対応していく必要があります。

基本目標Ⅳ 推進体制の整備

○取り組みと成果

- ・ DV対策庁内連絡会を中心に推進体制の整備を進めた結果、関係課間の連携が強化され、スムーズな支援につなげることができました。
- ・ 相談マニュアルの見直しを、毎年行いました。
- ・ 男女共同参画職場推進員研修等を活用し、市職員に対してDVに対する共通認識を図りました。また、DV対策庁内連絡会構成課のDV対策担当者を中心に、DV対応に対する専門研修を毎年行い、被害者への支援についてスキルアップを行いました。

○課題

- ・ コロナ禍により、県主催の「出雲圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会」等が中止になり、外部関係機関との連携体制が図りにくい状況がありました。
- ・ DV対策庁内連絡会を通じ、DVに対する共通認識をより一層高め、早期発見、早期支援につなげる必要があります。

4 計画の基本方針

(1) 計画の基本的な考え方

この計画は、出雲市男女共同参画のまちづくり条例第3条に規定している「人権尊重」と「男女間の暴力根絶」を基本理念とし、DV対策としての市の施策の方向性を明示し、具体的なDV防止やDV被害者の支援に着実につなげていくものです。

そのためには、継続した取組を行うことが最も重要であり、引き続きDVの予防・啓発や相談業務、被害者の自立支援などに取り組めます。この計画期間においては、特に、「若年層へのDV防止に向けた啓発」と「相談支援体制の強化」については重点的に取り組めます。

(2) 基本目標

DV防止とDV被害者への適切な支援に引き続き取り組むため、基本目標は、前計画の考え方を継承し次のとおりとします。

- I DV防止に向けた予防・啓発
- II DV被害者に配慮した相談の実施
- III DV被害者の自立支援
- IV 推進体制の整備

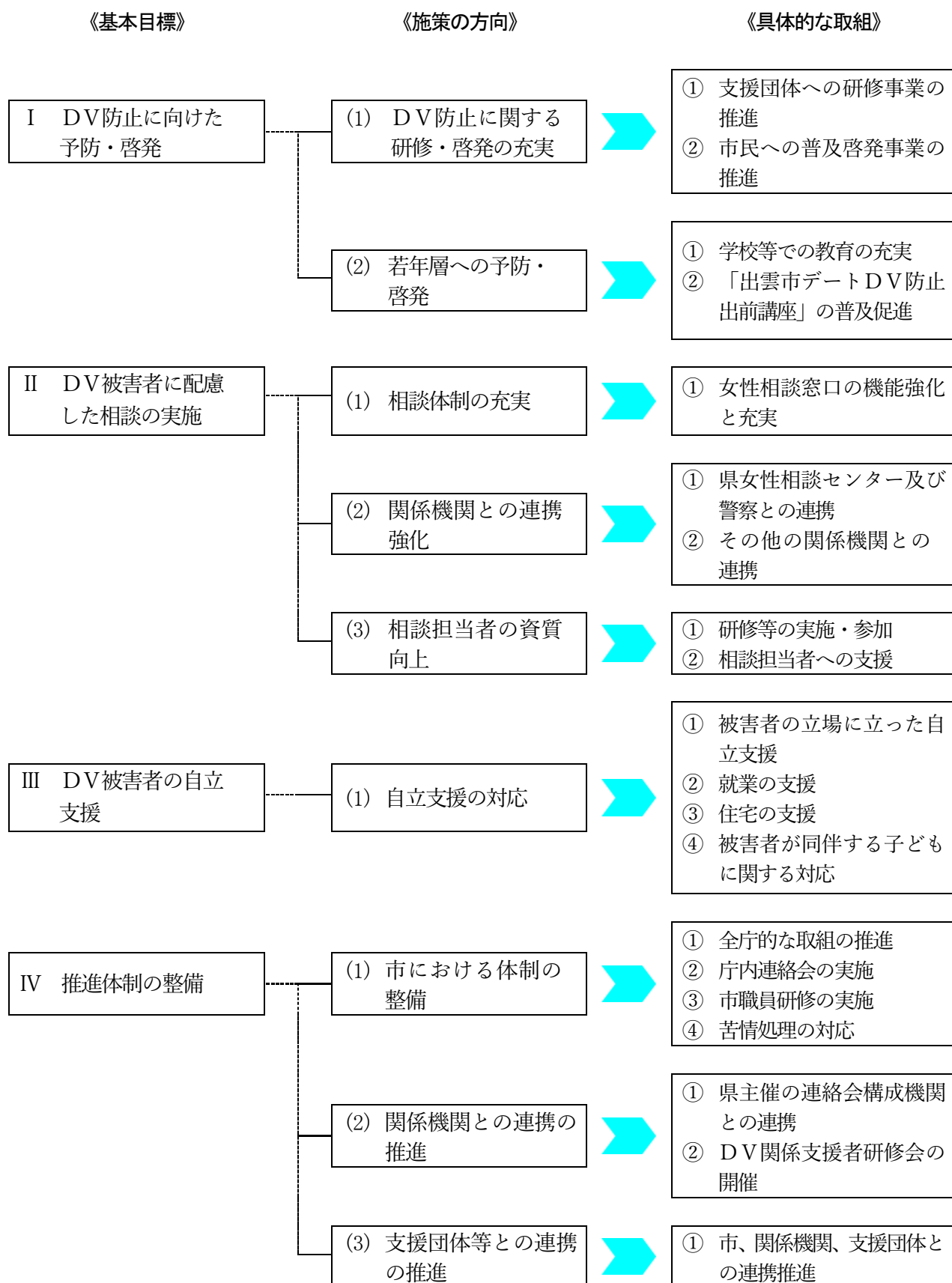
(3) 施策の方向

若年層へのDV防止に向けた啓発では、DVの加害者にも被害者にもならないよう予防教育の徹底を図るため、デートDV防止出前講座を積極的に開催します。また、生命（いのち）の安全教育が推進されたことから、学校で取り組みやすくするための、性教育や人権教育とあわせた教材の開発等を検討する必要があります。さらに、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供するために、SNS等の電子媒体を活用した若年層に届きやすい啓発活動のあり方を検討します。

相談支援体制の強化については、多様な困難を抱える女性等の相談に対応するため、継続的かつきめ細やかな対応が求められることから、女性支援相談員のより一層のスキルアップと、関係機関とのさらなる連携強化のため、相談マニュアル¹²の更新や関係職員への研修、事例研究の機会を設ける等の取組を行います。また、相談員等被害者の支援に直接かかわる職員については、その職務の特性から職務遂行の課程で「代理受傷」や「バーンアウト（燃え尽き）状態」等心身の健康が損なわれることが危惧されるため、研修や専門家からの助言、指導等を行います。

¹² 相談マニュアル…市及び関係機関の窓口職員、相談員向けのDV被害者支援の手引書。

(4) 施策の体系



5 DV対策に係る施策の展開

基本目標Ⅰ DV防止に向けた予防・啓発

これまでDVは「家庭内のこと」「個人の問題」と見過ごされてきました。しかし、DVは重大な人権侵害であるとの認識のもと、社会全体で解決すべき問題です。

DVのない社会を実現するためには、市民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深め、DVを根絶する社会的気運を醸成していく必要があります。

そこで、市は、地域や団体等において継続的な啓発と各種研修を行うことにより、固定的性別役割分担意識などの社会的性差の解消を図り、男女共同参画社会の形成につなげていきます。

各種研修については、DVに関する基本事項に加え、性的少数者への偏見や児童虐待、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関する広範な視点で実施し、幅広い年代層への啓発活動に努めます。また、外国人住民に対しては、DV相談窓口の周知など、インターネット等を利用し、多言語での情報発信に努めます。さらに、近年は若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の増加が問題となっています。若年層がDVの加害者や被害者とならないよう、早めのDV予防の啓発が必要です。

施策の方向	具体的な取組	所 管
(1) DV防止に関する研修・啓発の充実	①支援団体¹³への研修事業の推進 DV被害者を早期に支援するため、地域や職場、教育現場での研修を計画的に実施します。 ・各種支援団体研修 ・コミュニティセンター職員研修 ・教職員、保育所職員研修 ・児童クラブの職員への研修 ②市民への普及啓発事業の推進 DVに関する知識に加え、性的少数者への偏見や児童虐待、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関連する広範な視点で、各種広報活動や研修講座を開催します。	市民活動支援課 政策企画課 文化国際室 自治振興課 人権同和政策課 子ども政策課 保育幼稚園課 教育政策課 学校教育課 児童生徒支援課

¹³ 支援団体…市社会福祉協議会、医療機関、民生委員児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員会等、DV防止や被害者支援に関係する民間団体等を指します。

	○あらゆる広報媒体を活用した啓発 ・「広報いずも」「くすのきプラーザ通信」等各種広報での啓発 ・外国語表示したパンフレット・手引書等の市役所内配置とインターネット等を利用した情報発信 ・公共施設や商業施設等の女性トイレへのDV相談啓発カード等の配置 ○支援団体が主体となった啓発事業の推進 ・地域、教育団体等への出前講座¹⁴等の働きかけ（自治協会、保護者会、PTA、国際交流団体ほか） ○女性に対する暴力をなくす運動期間¹⁵中での集中的な啓発 ・研修会の開催、DV防止啓発パネル及び懸垂幕の掲示、街頭啓発、パープル・ライトアップの実施	
(2) 若年層への予防・啓発	①学校等での教育の充実 県等と連携を図りながら、市内の中学校、高等学校、専門学校等へデートDV防止の啓発を行い、若年層へのDV防止意識の醸成を図ります。 また、「生命（いのち）の安全教育」とあわせた教材の開発や、若年層に届きやすい電子媒体を用いた啓発活動の在り方について検討します。	市民活動支援課 児童生徒支援課
	②「出雲市デートDV防止出前講座」の普及促進 若年層がDVの加害者や被害者とならないために、主に市内の中学校、高等学校、専門学校等に対し、引き続き「出雲市デートDV防止出前講座」を積極的に実施します。また、講座を通し、生徒に向けた性的少数者に関する理解の普及にも努めます。 ・「出雲市デートDV防止出前講座」の実施校拡大	

¹⁴ 出前講座・・・市男女共同参画センターが行う研修・啓発講座で、主催する団体の要請を受け講師等を派遣（出前）するものです。

¹⁵ 女性に対する暴力をなくす運動期間・・・国では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間とし、国をはじめ、各地方公共団体ではDV防止啓発等さまざまな活動が展開されています。

基本目標Ⅱ DV被害者に配慮した相談の実施

市では、市民に身近な相談窓口としての「女性相談センター」と「女性のための総合窓口（DVワンストップ窓口）」を設置して対応して参りましたが、平成31年4月より窓口を統合し、市役所内にワンストップ機能を有した「女性相談窓口」を設置して、専任の女性支援相談員3名体制で、さまざまな相談に対応しています。

相談実人数が年間420人前後で推移し、相談内容も複雑多岐にわたっていることから、より一層の相談支援体制の強化を図っていきます。

DV相談に伴う子どもや高齢者・障がい者・精神疾患等、福祉・医療に関連する相談には、関係課・機関と連携し適切な対応に努めます。

また、被害者の迅速かつ適切な支援のためには、配偶者暴力相談支援センターである県女性相談センターや警察等との連携が不可欠であることから、更なる連携の強化に努めていきます。

一方、相談を受けた相談担当者の代理受傷を回避するため、資質の向上とともに通訳者等を含む相談担当者への支援の充実を図ります。

なお、今後市民の多様な相談に対応していくため、各種相談窓口を一元化していくことも検討する必要があります。

施策の方向	具体的な取組	所 管
(1) 相談体制の充実	①女性相談窓口の機能強化と充実 ワンストップ機能を有した相談窓口を市役所内に引き続き設置します。そこでは相談業務を行うとともに、市の各相談窓口、県女性相談窓口、警察署、教育、福祉、医療等関係機関や施設の相談窓口と連携・調整を図ります。 また、女性相談窓口の機能を充実させることにより、市民が相談しやすい体制を整えます。 ・専任の相談員の複数名配置 ・被害者の負担軽減と諸手続きの円滑化を目的とした相談者への庁内同行支援 ・複数課に関わるケースへの対応、庁内各関係窓口及び県女性相談窓口や警察署など関係機関との連携・調整 ・より安全安心な相談窓口の設置 ・女性弁護士による法律相談の実施 ・女性臨床心理士による心の相談の実施 ・SNS等の電子媒体を用いた相談ツールの検討	市民活動支援課

(2) 関係機関との連携強化	①県女性相談センター及び警察との連携 対応困難な場合や一時保護が必要な場合、緊急度の高い場合は、県女性相談センターや出雲児童相談所、警察と密接な連携を図ります。 また、暴力の再発防止に向けて、警察との積極的な連携に努めます。	市民活動支援課 政策企画課 文化国際室 福祉推進課 子ども政策課 保育幼稚園課 高齢者福祉課 医療介護連携課 健康増進課 児童生徒支援課
	②その他の関係機関との連携 子どもがいる場合や高齢者、障がい者、精神疾患や認知症等がある場合には、関係機関（出雲児童相談所、医療機関等）と連携して対応します。 ・児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の通報 ・各相談窓口と連携し、被害者保護や施設入所等に向けた対応 ・相談者が外国人や障がい者である場合、通訳や手話通訳等の確保	
(3) 相談担当者の資質向上	① 研修等の実施・参加 相談・窓口業務に従事する職員を対象とした専門研修及び実務研修を実施します。また、相談担当者を他団体主催の研修等に派遣するとともに、専門相談を活用し、相談担当者の資質の向上を図ります。	市民活動支援課
	② 相談担当者等への支援 相談業務のスキルアップや代理受傷予防の観点から、臨床心理士のアドバイスを受けるなど、通訳者等を含む相談担当者への支援の充実を図ります。	

基本目標Ⅲ DV被害者の自立支援

被害者が自立し、安心して生活するためには、就業の促進や住宅の確保のほか、さまざまな支援制度を活用する必要があります。被害者の負担を軽減するため、複数課にまたがる支援制度の情報提供や手続きについて、女性相談窓口で調整し、各担当窓口において、被害者の心情に配慮した適切な対応に努めます。

また、支援の実施にあたっては、市だけでなく、県の支援施策も活用しながら、被害者の状況に応じて柔軟かつ機動的な対応が行われるよう努めます。

被害者の安全・安心を確保するため、加害者に対し被害者の情報が漏れないよう、関係窓口において的確な情報管理を行います。住民登録ができない被害者及び家族に対しても、できる限り必要なサービスが受けられるよう配慮します。

施策の方向	具体的な取組	所 管
(1) 自立支援の対応	①被害者の立場に立った自立支援 住所の変更、生活保護や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金等の生活資金や健康保険の取扱い、就学支援金制度、各種証明書交付等の各種手続きについては、各担当課が関係窓口と連携をとりながら、より迅速な対応を行います。	市民税課 資産税課 収納課 福祉推進課 高齢者福祉課 健康増進課 市民課 保険年金課 子ども政策課 教育政策課 他窓口各課 (行政センターを含む)
	②就業の支援 個々の状況に配慮し、ハローワーク出雲や母子・父子自立支援員を通した巡回相談など、関係機関と連携し就業支援を行います。	子ども政策課 産業政策課
	③住宅の支援 保護命令を受けた、あるいは一時保護後の被害者から住居照会があった場合、市営住宅の入居について、優先的に取り扱います。 緊急を要する場合の一時避難先として、市営住宅の目的外使用許可も行います。	建築住宅課

	④被害者が同伴する子どもに関する対応 同伴する子どもに対し、心身のケア、安全確保、守秘義務の確保に努めるとともに、幼稚園、保育所（認定こども園）、学校などと連携し、転園・就学・転校、子どもの引渡し等にも配慮した対応を行います。	市民活動支援課 福祉推進課 健康増進課 子ども政策課 保育幼稚園課 学校教育課 児童生徒支援課
--	---	--

基本目標Ⅳ 推進体制の整備

DV対策に係る具体的な取組を推進するためには、市役所における推進体制の確立を図る一方で、関係機関や支援団体との連携体制も重要です。

まず、市において全庁的に推進を図るため、相談体制の整備や関係課間の連携に努めます。

特に、市の関係課により構成された「出雲市DV対策庁内連絡会」を開催し、DV防止及びDV被害者の支援に必要な情報交換や連絡調整を行います。被害者が各窓口を訪れた際に二次被害が生じないように作成した「相談マニュアル」の更新や関係職員研修を行い、被害者の心情に配慮した対応に努めます。また、県主催の「出雲圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会¹⁶」構成機関との連携を図ります。

なお、専門研修として市内におけるDV対策関係機関の実務担当者を対象とする「DV関係支援者研修会」を開催し、各担当者の資質向上と連携を図ります。

DV対策の苦情相談については、適切かつ迅速な処理を行い、業務の改善に努めます。

さらに、市民や市民団体等と連携し、市全体でのDV防止意識向上に向けて取り組みます。

施策の方向	具体的な取組	所 管
(1) 市における体制の整備	①全庁的な取組の推進 全庁的な取組を推進するため、市内部に設置した「出雲市男女共同参画推進本部 ¹⁷ 」において、施策検討や必要に応じた施策内容の見直しを行います。	市民活動支援課

¹⁶ 出雲圏域女性に関する暴力対策関係機関連絡会…県（県女性相談センター、出雲児童相談所）が事務局を担当し、出雲圏域（市内）にある国の機関（法務局、公共職業安定所）、県の機関（出雲保健所、出雲警察署等）、市の機関（市役所、福祉事務所、教育委員会等）、医療機関（出雲医師会、島根大学医学部附属病院、県立中央病院等）、各種団体（市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等）で構成しています。年1回の定例会などを開催し、情報提供活動を行っています。

¹⁷ 出雲市男女共同参画推進本部…男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るために、平成17年12月に市役所内に設置した組織。市長を本部長とし、副市長、教育長、部長、各行政センター長等で構成しています。

	②DV対策庁内連絡会の実施 庁内のDV対策関係課により構成されたDV対策庁内連絡会において、相互に連携したDV防止及びDV被害者の支援について検討を行います。 また、関係各課の適切かつ迅速な連携により、被害者の早期発見、早期支援につなげます。 ・相談マニュアルの逐次見直し ・DV対策庁内連絡会構成課のDV対策担当者による実務担当者会の開催 【構成課】 政策企画課文化国際室、人権同和政策課、市民税課、資産税課、収納課、福祉推進課、高齢者福祉課、健康増進課、市民課、保険年金課、子ども政策課、保育幼稚園課、市民活動支援課、産業政策課、建築住宅課、教育政策課、学校教育課、児童生徒支援課、消防本部消防総務課、総合医療センター病院総務課（地域連携課）、平田行政センター市民サービス課、佐田行政センター市民サービス課、多伎行政センター市民サービス課、湖陵行政センター市民サービス課、大社行政センター市民サービス課、斐川行政センター市民サービス課	市民活動支援課
	③市職員研修の実施 全職員がDV防止の推進役となるため、男女共同参画職場推進員研修等を活用し、DVに対する共通認識を図ります。	市民活動支援課 人事課
	④苦情処理の対応 市が行うDV対策に関する市民からの苦情に対し、適切かつ迅速な処理を行うとともに、業務の改善に努めます。	市民活動支援課
(2) 関係機関との連携の推進	①県主催の連絡会構成機関との連携 県主催の関係機関連絡会（「出雲圏域女性に関する暴力対策関係機関連絡会」）との連携を図り、総合的な支援体制の確立をめざします。	市民活動支援課 福祉推進課 子ども政策課 児童生徒支援課 総合医療センター
	②DV関係支援者研修会の開催 市内のDV対策関係機関に呼びかけ、実務者を対象にした専門研修等を開催し、相談担当者の資質向上とともに、各関係機関との連携を図ります。	市民活動支援課
(3) 支援団体等との連携の推進	①市、関係機関、支援団体等との連携推進 市民や支援団体等と行政が連携し、予防や早期発見、通報、見守りといった総合的な支援体制を推進します。	市民活動支援課

DV対策基本計画の相談支援体制

